

総社市告示第132号

総社市介護施設等物価高騰対策支援金支給要綱を次のとおり定める。

令和4年12月28日

総社市長 片岡 聡 一

総社市介護施設等物価高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症並びに原油価格及び物価高騰の影響を受けている介護施設等の負担を軽減し、もって安定的かつ継続的なサービスの提供に資するため、総社市介護施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護施設等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条若しくは第8条の2に規定する事業を行う事業所又は施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4から第20条の6まで若しくは第29条に規定する施設及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定する住宅等（以下「事業所等」という。）において、別表に掲げる事業を行うもののうち、市内に存するものをいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給を受けることができる者は、令和4年12月1日現在において介護施設等を運営している者（以下「事業者」という。）であって、継続して当該介護施設等を運営する意思があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の支給を受けることができない。

(1) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体を運営している者

(2) 事業者若しくはその役員等が、総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当するもの又は当該暴力団員等と密接な関係を有するものである者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、別表の区分に応じた事業を行う事業所等の数に支援額を乗じて得た額の合計額とし、100万円を上限とする。ただし、次の各号に掲げる事業を行う事業所等は、事業所等の数に含めない。

(1) 介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の空床を利用してサービスを提供する短期入所生活介護又は短期入所療養介護

(2) 介護保険法第71条第1項の規定によるみなし指定を受けた介護施設等における訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護（令和4年4月1日から同年11月30日までの間にサービスを提供した実績があるものを除く。）

2 支援金の支給は、1事業者につき1回限りとする。

(支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、令和5年2月28日までに、総社市介護施設等物価高騰対策支援金支給申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、総社市介護施設等物価高騰対策支援金支給決定通知書により、当該申請者に通知するとともに、支援金を支給するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、支援金を支給することが適当でないと認められるときは、総社市介護施設等物価高騰対策支援金不支給決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査に当たり、支給申請に係る介護施設等その他の確認のため、申請者に対し、

必要な報告を求めることができる。

(支給決定の取消し)

第7条 市長は、前条第1項の規定により支給決定を受けた者が、虚偽その他不正の手段により支援金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その取消しに係る部分の支援金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

区 分		支援額
訪問系	居宅介護支援	1事業所等当たり 30万円
	介護予防支援	
	訪問介護	
	訪問看護	
	訪問リハビリテーション	
通所系	通所介護	1事業所等当たり 40万円
	通所リハビリテーション	
	地域密着型通所介護	
	小規模多機能型居宅介護	
入所系	短期入所生活介護	1事業所等当たり 50万円
	短期入所療養介護	
	介護老人福祉施設	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
	介護老人保健施設	
	特定施設入居者生活介護	
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	
	有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていないもの）	
	サービス付き高齢者向け住宅	
	認知症対応型共同生活介護	
	養護老人ホーム	